

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関について

障害者福祉推進課

アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症患者が適切な医療を受けられるようにするため、県内に所在地を有する保険医療機関の中から、依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関を選定し、依存症治療の均てん化並びに医療機関とのネットワーク化を図り、地域における依存症と医療提供体制の整備に努めます。

1 選定状況（令和元年12月16日付け選定）

（1）アルコール健康障害

①依存症治療拠点機関

保険医療機関名	所在地
医療法人社団健仁会 船橋北病院	船橋市金堀町 521-36

②依存症専門医療機関

保険医療機関名	所在地
医療法人梨香会 秋元病院	鎌ヶ谷市初富 808-54
社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院	袖ヶ浦市長浦駅前5丁目 21番地
医療法人社団健仁会 船橋北病院	船橋市金堀町 521-36

（2）ギャンブル等依存症

①依存症治療拠点機関

保険医療機関名	所在地
医療法人社団健仁会 船橋北病院	船橋市金堀町 521-36

②依存症専門医療機関

保険医療機関名	所在地
医療法人梨香会 秋元病院	鎌ヶ谷市初富 808-54
医療法人社団健仁会 船橋北病院	船橋市金堀町 521-36

2 依存症専門医療機関の選定基準

- (1) 精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医を1名以上有する保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関において、依存症の専門性を有した医師が担当する入院治療、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来診療を行っていること。
- (3) 当該保険医療機関に依存症に係る研修のいずれか一つを過去6年以内に修了した医師が1名以上配置され、及び当該依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。
- (4) 当該保険医療機関において、依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に県に報告できる体制を有していること。
- (5) 当該保険医療機関において、依存症関連問題に対して相談機関や医療機関、民間団体（自助グループを含む。）、依存症回復支援機関等と連携して取り組むとともに、継続的な連携が図られること。

3 依存症治療拠点機関の選定基準

依存症専門医療機関の選定基準を満たしていることに加え、下記の運営が可能なものであること。

- (1) 県内の依存症専門医療機関の連携拠点機関として活動実績を取りまとめ、全国拠点に報告すること。活動実績の取りまとめに当たっては、都道府県等と連携を図ること。
- (2) 県において、依存症に関する取組の情報発信を行うこと。
- (3) 県内において、医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施すること。
- (4) 当該保険医療機関において、対象疾患全てについて、各々の当該研修を終了した医師が1名以上配置され、及び各々の当該研修を終了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていることを目指す。また、これら多職種による連携の下で治療に当たる体制が整備されていることが望ましい。